

## みなべ町不良空き家・その他空き家等除却補助事業ご案内

近年、「空家等対策の推進に関する特別措置法」が施行されるなど、空き家に対する関心が高まっている中、町民の安全・安心で良好な生活環境の向上をはかるため、倒壊などの恐れのある空き家等を対象に、除去費用の一部を補助する制度をご案内します。

■受付期間 令和6年5月7日(火)～令和6年12月20日(金)【土日祝は除く】  
(2024年) (2024年)  
午前8時30分～午後5時15分

■募集予定戸数 20戸

### 1. 補助対象

- みなべ町内に所在する個人専用住宅であって、居住されなくなって1年を経過し、2分の1以上が居住の用に供する建築物であったこと。かつ、みなべ町の不良空き家、もしくはその他空き家の認定を受けた建築物であること。
- みなべ町内に所在する個人専用倉庫であって、使用されなくなって1年を経過した建築物であったこと。かつ、みなべ町のその他空き家の認定を受けた建築物であること。

### 2. 補助対象者（申請者）

- 空き家の所有者。
  - 上記の相続人。
- ※補助金の交付の対象者となる方の要件は上記以外もございます。

### 3. 補助金額

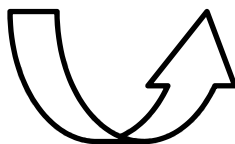
- 「国が定める標準除去費」または「実際の除去工事費」のいずれか少ない方の3分の2。但し、住宅は上限60万円、倉庫は上限30万円。

### 4. 補助対象工事

- 認定不良空き家・その他空き家及びその敷地内にある工作物（門、塀、浄化槽など）の全てを除去する工事であること。（工作物の除却費用は補助対象になりません。）
- みなべ町内の業者で、「土木工事業・建築工事業・解体工事業」の建設業許可を有する業者。または、解体工事業登録者（但し500万円以下の工事のみ）が請け負うものであること。

■詳しくは、みなべ町ホームページをご覧ください。

裏面もご覧ください



問い合わせ先  
みなべ町建設課  
TEL 0739-33-9370

# ◇補助申請の流れ◇

